

平成20年10月29日  
監査委員決定

平成20年随時監査（公共事業に係る国庫補助金等の事務処理について）  
実施計画

1 実施方針

地方公共団体が実施する公共事業に関する国庫補助金について、会計検査院が検査を行ったところ多数の不正経理が発覚したとの報道があった。

都においては、これまでも定例監査等で必要なチェックは実施しているが、今回の報道によりさらに調査が必要と思われる点があることから、公共工事に係る国庫補助金の事務処理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項に基づき監査を実施する。

また、都から土木補助を受けている市町に対しても、同様の事例がないか調査を行う必要があるため、同法第199条第7項に基づく監査を実施する。併せて、市町への指導監督が適切に行われているかについて監査を行う。

なお、必要に応じて、地方自治法第199条第8項に基づく関係人調査を実施する。

2 監査対象局及び団体

（1）局

産業労働局、建設局及び港湾局

（2）市町

八王子市、武蔵野市、昭島市、町田市及び瑞穂町

3 監査の対象

平成19年度及び平成18年度における次の事務を対象とする。

（1）局

ア 土木費（道路橋梁費及び河川海岸費）、港湾費（東京港整備費）及び産業労働費（農林水産費）の国庫補助対象事業に係る事務費

イ 市町に支給している補助金（土木費に限る。）に係る指導監督

（2）市町

都の土木費から補助金を受給している事業

4 実地監査期間及び日程

平成20年11月10日から実施する。なお、監査日程は、別紙1のとおりであり、

監査対象は、別紙 2 のとおりである。

5 報告書様式

報告書の様式については、別途決定する。

6 監査の通知並びに結果に関する報告及び公表

知事及び市町に対する監査の実施通知は、本計画決定後速やかに行い、監査の結果に関する報告及び公表は、講評終了後速やかに行う。

7 特に留意する事項

(1) 局

ア 国庫補助金が補助対象事業以外に流用されていることはないか

イ 国庫補助金を架空の経費に充てていないか

ウ 納入業者に物品の納品なしに公金を支払い、預けて管理させていないか

(2) 市町

ア 都からの補助金が補助対象事業以外に流用されていることはないか

イ 都からの補助金を架空の経費に充てていないか

ウ 納入業者に物品の納品なしに公金を支払い、預けて管理させていないか

## ( 随時 監 査 )

月	日	曜			
11	1	土			
	2	日			
	3	月			
	4	火			
	5	水			
	6	木			
	7	金			
	8	土			
	9	日			
	10	月	産業労働局・港湾局	建設局(事務所含む)	建設局
	11	火	"	"	"
	12	水	産業労働局(事務所含む)	"	"
	13	木	"	"	"
	14	金	"	"	"
	15	土			
	16	日			
	17	月	産業労働局(事務所含む)	建設局(事務所含む)	建設局
	18	火	港湾局(事業所含む)	"	武蔵野市
	19	水	"	"	昭島市
	20	木	"	"	町田市
	21	金	"	"	八王子市
	22	土			
	23	日			
	24	月			
	25	火	産業労働局(事務所含む)	建設局(事務所含む)	瑞穂町
	26	水	"	"	建設局
	27	木	港湾局(事業所含む)	"	"
	28	金	"	"	"
	29	土			
	30	日			

平成20年11月

監査対象一覧（局関係）

（ 1 ）産業労働局

本庁、農業振興事務所、森林事務所

（ 2 ）建設局

本庁、第二建設事務所、第三建設事務所、第四建設事務所、第六建設事務所、  
北多摩北部建設事務所、南多摩東部建設事務所、南多摩西部建設事務所

（ 3 ）港湾局

本庁、東京港建設事務所